

訪問販売の事業者に太陽光発電システムを勧められた。断ったが「電力会社に電気を買い取ってもらえる。支払いは相殺され実質負担は今と同じ。補助金も受けられるしモニター価格で値引きする」とせかされ、10年間の分割払いで契約してしまった。高額でメリットばかり強調されており不安なので解約したい。

(50歳代男性)

ご相談の解約についての前に、まず、太陽光発電システムは気象や設置の条件などで発電量が左右され、売電収入も発電量や家庭の電気の使用状況で変わります。「収入は確実に保証される」との説明は、うのみにしないでください。

事業者は「電気代が不要」「売電だから自己負担はない」「補助金の募集件数に限りがある」など、不正確な説明で契約を急がせたり、お得感を強調したりしてきます。勧誘も長時間にわたり、冷静に検討できない状況で契約を結ばせようとするケースがあります。

訪問販売の場合、契約書面を受け取って8日以内であれば「クーリングオフ制度」が適用できます。日数が過ぎている場合も、事業者が重要事項について事実と異なる説明をしたり、故意に告げなかったりしていた場合、契約を取り消せる可能性があります。最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

また、契約を考える場合も情報を集め、納得できる事業者を選ぶことが重要です。複数の事業者に見積もりを取り、技術は確かか、雨漏りなど施工不良の場合、補償は受けられるかを確認、取り扱っている太陽光発電のメーカーや、既に設置した方に話を聞くことも検討を。

このほか、設置の補助金は自治体ごとに受給条件や申請期間が異なります。問い合わせしてみましょう。